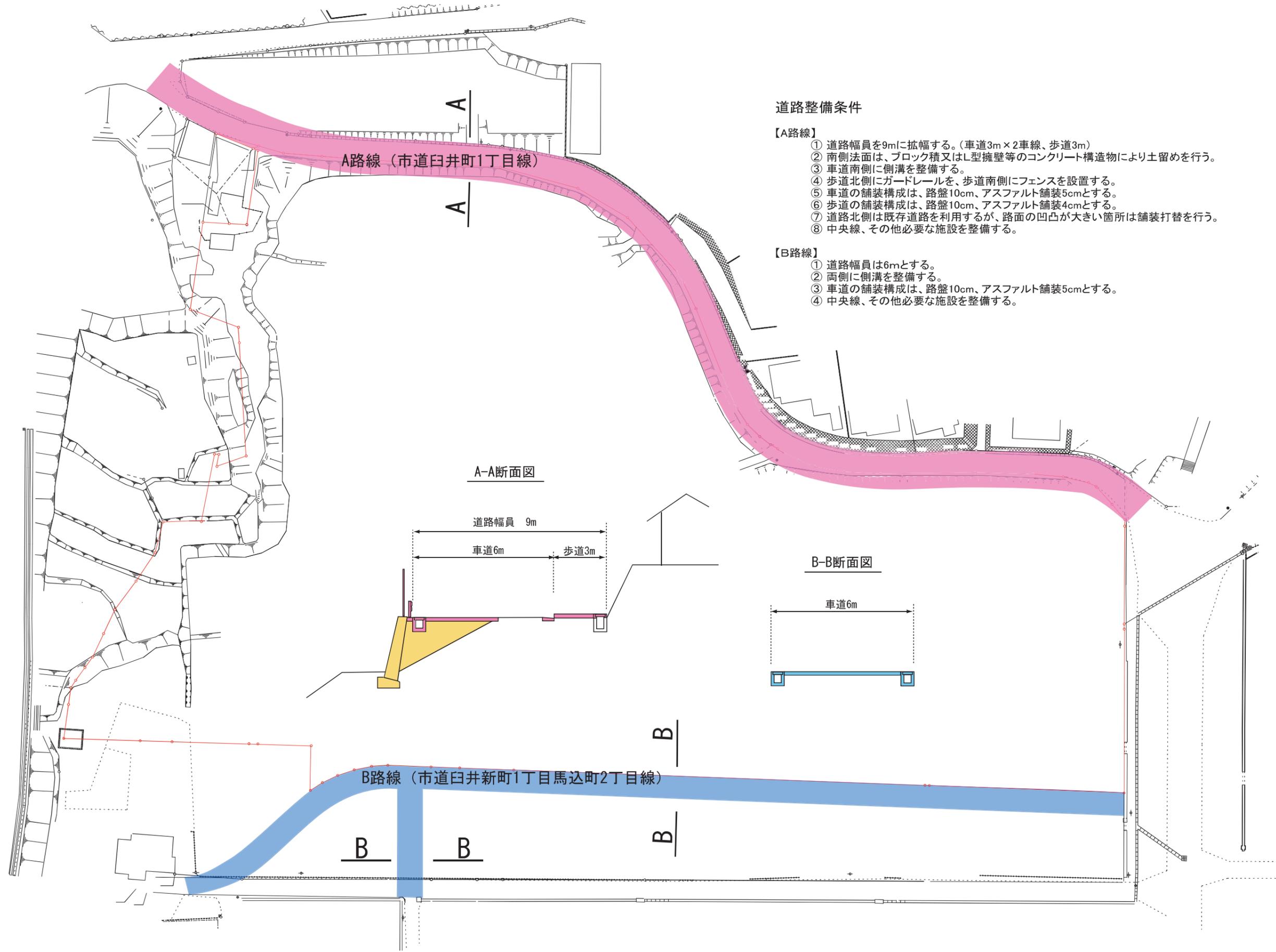


## 別紙 3 5 共同浄水場周辺整備概要

共同浄水場周辺整備として、次の整備を行う。

- A路線：市道臼井町1丁目線の拡幅（次頁の図参照）
- B路線：市道臼井新町1丁目馬込町2丁目線の整備（次頁の図参照）



A路線（市道臼井町1丁目線）

A-A断面図

道路幅員 9m  
 車道6m 歩道3m

B-B断面図

車道6m

B路線（市道臼井新町1丁目馬込町2丁目線）

道路整備条件

【A路線】

- ① 道路幅員を9mに拡幅する。(車道3m×2車線、歩道3m)
- ② 南側法面は、ブロック積又はL型擁壁等のコンクリート構造物により土留めを行う。
- ③ 車道南側に側溝を整備する。
- ④ 歩道北側にガードレールを、歩道南側にフェンスを設置する。
- ⑤ 車道の舗装構成は、路盤10cm、アスファルト舗装5cmとする。
- ⑥ 歩道の舗装構成は、路盤10cm、アスファルト舗装4cmとする。
- ⑦ 道路北側は既存道路を利用するが、路面の凹凸が大きい箇所は舗装打替を行う。
- ⑧ 中央線、その他必要な施設を整備する。

【B路線】

- ① 道路幅員は6mとする。
- ② 両側に側溝を整備する。
- ③ 車道の舗装構成は、路盤10cm、アスファルト舗装5cmとする。
- ④ 中央線、その他必要な施設を整備する。